

第127回

定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年6月26日(木曜日) 午前10時

場 所

大阪府貝塚市二色中町8番1 当社本店2階会議室

決議事項

第1号議案／剰余金の処分の件

第2号議案／取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案／監査等委員である取締役4名選任の件

証券コード 5357
2025 年 6 月 5 日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株 主 各 位

大阪府貝塚市二色中町 8 番 1

株式会社 **ヨ-タ-イ**
取締役社長 田 口 三 男

第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第127回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.yotai.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記掲載の『株主総会参考書類』をご検討くださいます。2025年6月25日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府貝塚市二色中町 8 番 1 当社本店 2 階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第127期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第127期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合

[株主総会日時]

2025年6月26日(木曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。



事前行使をされる場合

[郵送により議決権を行使する場合]

行使期限 **2025年6月25日(水曜日)**
午後5時40分到着分まで

郵送で事前に議決権をご行使いただけます。
同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



[インターネットによる議決権行使の場合]

行使期限 **2025年6月25日(水曜日)**
午後5時40分受付分まで

当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスのうえ、各議案の賛否をご入力ください。詳細につきましては、次ページの手順をご参照ください。



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書 **見本**

議案	賛	否
第1号		
第2号		
第3号		

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

見本 ログイン用QRコード

第1号議案

- ▶ 賛成の場合⇒ **「賛」** の欄に○印
- ▶ 反対の場合⇒ **「否」** の欄に○印

第2・3号議案

- ▶ 全員賛成の場合⇒ **「賛」** の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合⇒ **「否」** の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合
⇒ **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権の行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから**当社の指定する議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2025年6月25日(水曜日) 午後5時40分受付分まで

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

議決権行使書

議案	議案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否

〇〇〇〇株
〇〇〇〇個

1. _____
2. _____
3. _____

ログイン用
QRコード

ログインID
仮パスワード

見本

見本

見本

議決権行使書副票(右側)

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使サイトの
ご利用に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (通話料無料)
(受付時間 午前9時から午後9時まで)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



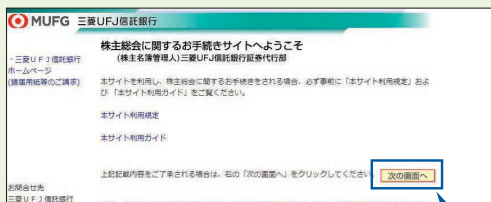
パソコンの場合

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>

① 議決権行使サイトへアクセス

② 「次の画面へ」をクリック

③ 「次の画面へ」をクリック (下記ご参照ください)



「次の画面へ」をクリック

④ お手元の議決権行使書紙の 副票(右側)に記載された「ログインID」および 「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の際は、「ログイン」を選択してください。

ログインID (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力の際は、「パスワード変更」を選択してください。

入力して「ログイン」をクリック

⑤ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力 ください。

■ ご注意事項

- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ システムメンテナンスのため、サービスを利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、第二次中期経営計画（2024-2026年度）における株主還元方針では、配当による還元を重視して、連結配当性向60%あるいは1株当たり85円のいずれか高い方を目標とし、また、自己株式取得は、財務状況等を総合的に勘案し、実施を検討することとしております。

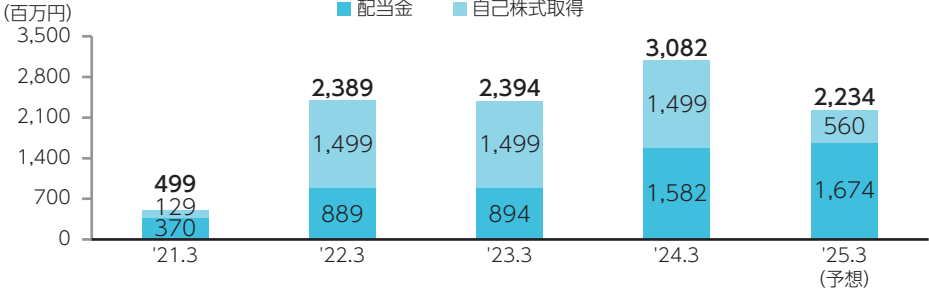
2024年度の期末配当金につきましては、財務状況および業績等を総合的に勘案し、1株につき45円とさせていただきたいと存じます。

これにより、2024年12月にお支払いした中間配当金1株につき45円を合わせた年間配当金は、前年度に比べ5円増額の1株につき90円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき45円
 配当総額 829,330,875円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
 2025年6月27日

(ご参考)

■ 配当金および自己株式取得額



	21.3	22.3	23.3	24.3	25.3
1株当たり配当金 (円)	17.0	43.0	45.0	85.0	90.0
連結配当性向	20.1%	30.4%	30.5%	41.4%	63.5%

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
1	た ぐち みつ お 田 口 三 男 再 任	代表取締役社長 指名・報酬諮問委員会委員	16回/16回 (100%)
2	たけ ばやし しん いちろう 竹 林 真 一 郎 再 任	専務取締役本社業務部長	16回/16回 (100%)
3	たに ぐち ただ し 谷 口 忠 史 再 任	取締役日生工場長	16回/16回 (100%)
4	まつ もと より さだ 松 本 頼 貞 再 任	取締役東京支社長	16回/16回 (100%)
再 任	再任取締役候補者		

1

た ぐち
田 口みつ お
三 男

(1960年10月21日生)

再 任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 当社入社
 2006年 3 月 当社エンジニアリング事業部技術部長
 2006年10月 当社エンジニアリング事業部エンジニアリング部長兼技術部長
 2008年 3 月 当社エンジニアリング事業部エンジニアリング部長
 2009年 6 月 当社取締役エンジニアリング事業部長
 2015年 6 月 当社常務取締役エンジニアリング事業部長兼技術研究所管掌
 2017年 4 月 当社常務取締役日生工場長兼エンジニアリング事業部管掌
 2019年 6 月 当社代表取締役社長（現在に至る）

所有する当社株式の数

102,371株

取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

2019年から代表取締役社長として当社経営を担っております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 田口三男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2

たけ ばやし
竹 林しん いち ろう
真 一郎

(1964年 1 月16日生)

再 任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社
 2015年 3 月 当社本社業務部担当部長
 2017年 6 月 当社取締役本社業務部長
 2022年 6 月 当社常務取締役本社業務部長
 2024年 6 月 当社専務取締役本社業務部長（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

2017年から取締役として当社の経営に従事し、2024年から専務取締役を務めております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 竹林真一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社株式の数

30,076株

取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

3

谷口

忠史

(1972年9月13日生)

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月 当社入社
 2017年4月 当社日生工場製造部長
 2019年6月 当社取締役日生工場長（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に製造部門に携わり、2019年から取締役として当社の経営に従事しております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

13,734株

取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

（注） 谷口忠史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4

松本

頼貞

(1972年12月29日生)

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年4月 当社入社
 2019年3月 当社東京支社営業部担当部長
 2019年9月 当社東京支社長
 2020年7月 当社執行役員東京支社長
 2022年6月 当社取締役東京支社長（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に営業部門に携わり、2022年から取締役として当社の経営に従事しております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

14,174株

取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

（注） 松本頼貞氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名				当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
1	かわ もり やす お 川 森 康 夫	新 任	特別執行役員経営企画室長			—
2	あき よし しのぶ 秋 吉 忍	再 任	社 外	独立役員	監査等委員（社外） 指名・報酬諮問委員会委員長	16回/16回 （100％）
3	お もと かつ ひこ 尾 本 勝 彦	再 任	社 外	独立役員	監査等委員（社外） 指名・報酬諮問委員会委員	16回/16回 （100％）
4	おお つか ゆう すけ 大 塚 祐 介	再 任	社 外	独立役員	監査等委員（社外） 指名・報酬諮問委員会委員	16回/16回 （100％）
新 任	新任取締役候補者	再 任	再任取締役候補者	社 外	社外取締役候補者	
独立役員	株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者					

1

かわ もり
川 森やす お
康 夫

(1959年9月18日生)

新任



所有する当社株式の数

45,649株

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年 4 月 当社入社
 2008年 4 月 当社日生工場製造部長
 2013年 6 月 当社取締役日生工場長
 2017年 4 月 当社取締役吉永工場長
 2019年 6 月 当社常務取締役吉永工場長
 2019年 9 月 当社常務取締役吉永工場長兼瑞浪工場長
 2020年 7 月 当社常務取締役瑞浪工場長兼吉永工場・貝塚工場管掌
 2021年 8 月 当社常務取締役瑞浪工場長兼貝塚工場管掌
 2022年 6 月 当社特別執行役員瑞浪工場長
 2023年10月 当社特別執行役員経営企画室長（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

2013年から取締役、2019年から常務取締役、2022年から特別執行役員として当社グループの経営に従事しております。当社事業における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

（注）川森康夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 あき よし
秋吉しのぶ
忍 (1977年3月29日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

1,400株

取締役会への出席状況

16回／16回（100％）

監査等委員会への出席状況

13回／13回（100％）

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

2008年12月 大阪弁護士会登録
2009年1月 堂島総合法律事務所入所
2018年1月 堂島総合法律事務所パートナー弁護士就任（現在に至る）
2018年4月 大阪弁護士会常議員就任
2019年3月 大阪弁護士会常議員退任
2020年11月 特定非営利活動法人ひこうせん支援員として勤務
芦屋市住環境紛争調停委員就任
2021年2月 雇用環境整備士（第Ⅰ種）登録
2021年6月 当社社外取締役
2023年6月 当社社外取締役監査等委員（現在に至る）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

法律の専門家としての豊富な経験と知見を有しており、また、女性のみならず、障がい者や高齢者などが活躍できる社会づくりに関する見識を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門性を活かし、企業法務に関する有益な助言や当社の女性活躍推進をけん引していただくことを期待しております。

社外取締役在任年数：4年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数：2年（本総会終結時）

(注) 1. 秋吉 忍氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 秋吉 忍氏は、社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員候補者であります。
3. 当社は、秋吉 忍氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、秋吉 忍氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 秋吉 忍氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、「社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載の理由から、社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断しております。



所有する当社株式の数

600株

取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

監査等委員会への出席状況

12回／13回（92%）

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1983年 4 月 松下電器産業株式会社（現パナソニック ホールディングス株式会社）入社
- 2003年 4 月 福井松下電器株式会社 取締役金津工場長
- 2007年 6 月 パナソニック エレクトロニックデバイス株式会社 回路部品ビジネスユニット ビジネスユニット長
- 2013年 4 月 パナソニック株式会社
パナソニック オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 副社長
- 2016年 1 月 パナソニック株式会社 生産技術本部副本部長
- 2018年 4 月 パナソニック株式会社 品質・環境本部本部長
- 2022年10月 パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社退職
- 2023年 6 月 当社社外取締役監査等委員（現在に至る）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、また、生産・品質及びDX等に十分な見識を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営方針に関する提言や重要事項の決定・業務執行の監督等の職務を遂行していただくことを期待しております。

社外取締役在任年数：2年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数：2年（本総会終結時）

- (注) 1. 尾本勝彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 尾本勝彦氏は、社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員候補者であります。
3. 当社は、尾本勝彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、尾本勝彦氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

4

おお つか
大塚ゆう すけ
祐介

(1980年10月16日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

600株

取締役会への出席状況

16回／16回（100%）

監査等委員会への出席状況

13回／13回（100%）

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

2002年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社
2006年4月 公認会計士登録
2006年9月 有限責任 あずさ監査法人退職
2006年10月 株式会社ローランド・ベルガー入社
2007年12月 株式会社ローランド・ベルガー退職
2008年1月 大塚祐介公認会計士事務所開設
2010年9月 税理士登録
2014年1月 税理士法人プロスト設立 代表社員（現在に至る）
2020年6月 辰野株式会社 会計監査人（現在に至る）
2023年6月 当社社外取締役監査等委員（現在に至る）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士および税理士として豊富な経験と知見を有しており、また、株式会社の監査に関する高い見識を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。選任後は業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場に基づく経営監督機能の強化に加え、当社の資本政策・財務戦略に関し有益な助言をいただくことを期待しております。

社外取締役在任年数：2年（本総会終結時）

監査等委員である取締役在任年数：2年（本総会終結時）

- (注) 1. 大塚祐介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大塚祐介氏は、社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員候補者であります。
3. 当社は、大塚祐介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、大塚祐介氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 大塚祐介氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、「社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載の理由から、社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断しております。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により再任または選任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新する予定です。

(ご参考) 取締役会のスキルマトリックス表[株主総会およびその後の取締役会終了後の予定]

氏名		社内・社外	独立役員	性別	当社における地位および担当	スキル								
						経営管理	技術・研究開発	営業	人事・労務	財務・会計	法務・リスク管理	監査（業務・会計）	ESG	ITシステム
取締役 （監査等委員である取締役を除く。）	田口 三男	社内		男性	代表取締役社長 指名・報酬諮問委員会委員	○	○	○				○		
	竹林 真一郎	社内		男性	専務取締役本社業務部長	○			○	○		○	○	
	谷口 忠史	社内		男性	取締役岡山事業所長	○	○					○		
	松本 頼貞	社内		男性	取締役東京支社長	○	○	○				○		
監査等委員 である取締役	川森 康夫	社内		男性	監査等委員（常勤）	○	○	○				○	○	
	秋吉 忍	社外	○	女性	監査等委員（社外） 指名・報酬諮問委員会委員長	○					○	○		
	尾本 勝彦	社外	○	男性	監査等委員（社外） 指名・報酬諮問委員会委員	○	○	○	○		○	○	○	
	大塚 祐介	社外	○	男性	監査等委員（社外） 指名・報酬諮問委員会委員	○				○	○	○	○	

上記一覧表は、各取締役が有するすべてのスキル、経験、能力、その他知見や素養を表しているものではありません。

(ご参考) 株主総会参考書類の参考事項

●取締役会に関する情報

(1) ジェンダー・ダイバーシティの状況 (男女比率等)

当社の取締役会は、2025年3月31日現在、男性7名、女性1名の計8名で構成されており、女性比率は12%であります。

なお、本総会終了後も取締役会の構成および女性比率に変更はありません。

(2) 社外役員について東京証券取引所への独立役員届 (提出予定含む) の有無

社外取締役監査等委員である秋吉忍氏、尾本勝彦氏および大塚祐介氏の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、社外取締役監査等委員候補者である秋吉忍氏、尾本勝彦氏および大塚祐介氏の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員候補者であります。

●資本効率に関する情報

(1) 政策保有株式に関する情報

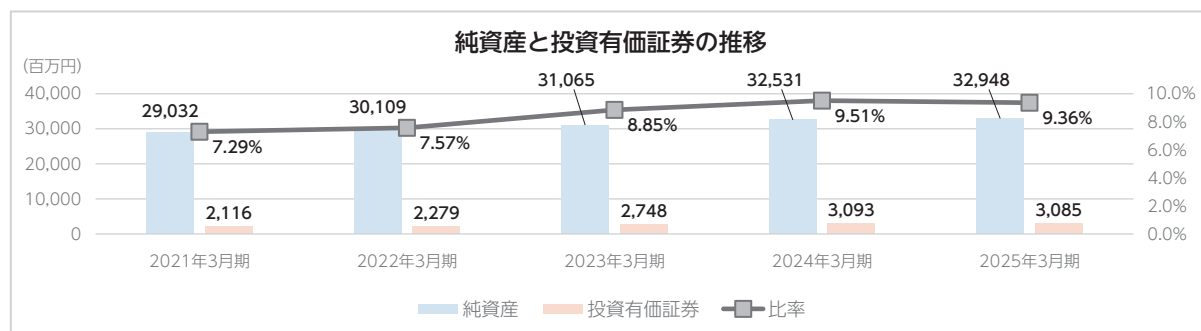
当社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書 コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の原則 1－4 政策保有株式において、以下のとおり開示しております。

当社は、毎年、個別の銘柄毎に、当社の企業価値向上に寄与しているか定性面及び資本コストに見合っているか等の定量面を検証し、総合判断も踏まえ、保有意義が乏しいと判断した銘柄については市場への影響等に配慮しつつ売却いたします。なお、保有意義の見直しは、常勤取締役会議にて一次評価を行い、かかる一次評価を踏まえ、政策保有株式の保有の適否等に関する最終判断を取締役会において行います。

第二次中期経営計画（2024-2026年度）においては、10億円の売却目標を掲げ、売却を進めてまいります。

なお、直近5年間における非上場株式以外の株式の銘柄数、連結貸借対照表上の純資産と投資有価証券の推移は以下のとおりであります。

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
非上場株式以外の株式の銘柄数	29	29	28	20	19
投資有価証券（百万円）	2,116	2,279	2,748	3,093	3,085
純資産（百万円）	29,032	30,109	31,065	32,531	32,948
投資有価証券 / 純資産	7.29%	7.57%	8.85%	9.51%	9.36%



(2) 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応における目標

当社は、2024年5月10日に公表いたしました「第二次中期経営計画（2024-2026年度）」において、ROEについては投資効果の拡大により10.0%以上を目標とし、また、PBRについては長期視点での経営計画の策定・推進により1倍以上を目標としております。

第二次中期経営計画および2030年ビジョンとの連動により、持続的な企業価値向上に努めてまいります。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、個人消費や設備投資といった内需を中心に底堅く推移しました。一方、長期化するウクライナおよび中東情勢に加え米国トランプ政権の関税政策に端を発した世界経済の混乱など、先行きは依然不透明なものとなっています。

このような状況のなか、当社グループは、高い収益力を維持するために、お客様のニーズをとらえた新製品の開発、技術サービス員の増員、営業拠点の拡充による積極的な営業展開、設備の合理化による低コスト・安定供給体制の強化、安全第一をモットーにした健康経営の推進、GHG排出量削減に向けた取り組みを継続しておこなってまいりました。

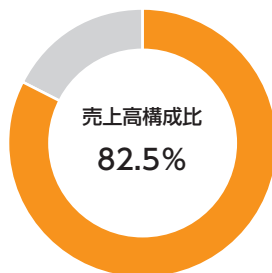
この結果、当連結会計年度の売上高は293億5百万円（前期比0.6%増）、営業利益は34億84百万円（同3.3%減）、経常利益は36億40百万円（同1.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は26億23百万円（同32.4%減）となりました。

連結業績

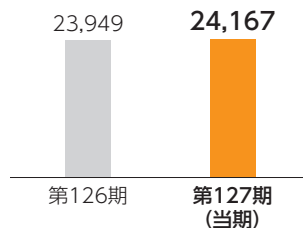
売上高	293億05百万円 前期比 +0.6%	営業利益	34億84百万円 前期比 △3.3%
経常利益	36億40百万円 前期比 △1.7%	親会社株主に 帰属する 当期純利益	26億23百万円 前期比 △32.4%

(2) セグメント別の状況

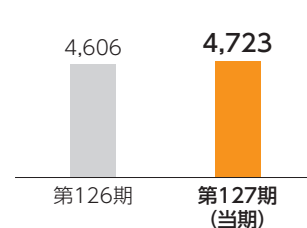
① 耐火物等事業



売上高 (百万円)

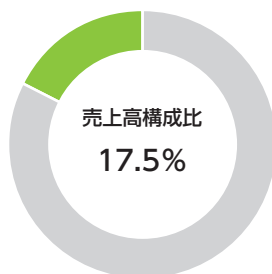


セグメント利益 (百万円)

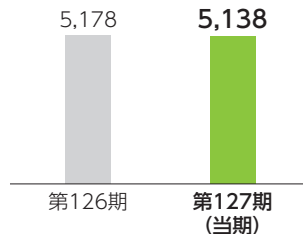


耐火物等事業につきましては、鉄鋼向け以外の受注が増加したこと等により、当期の売上高は前期比0.9%増の241億67百万円、セグメント利益は同2.5%増の47億23百万円となりました。

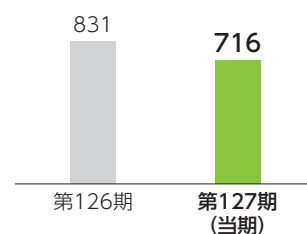
② エンジニアリング事業



売上高 (百万円)



セグメント利益 (百万円)



エンジニアリング事業につきましては、鉄鋼向け以外の受注が減少したこと等により、当期の売上高は前期比0.8%減の51億38百万円、セグメント利益は同13.9%減の7億16百万円となりました。

③ 部門別の売上状況

(単位：百万円・%)

区 分	第126期 (2023.4.1～2024.3.31)	第127期(当期) (2024.4.1～2025.3.31)	対前期比率
耐火物等	23,949	24,167	100.9
エンジニアリング	5,178	5,138	99.2
合 計	29,128	29,305	100.6

(3) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は23億46百万円で、その主要なものは太陽光発電設備および原料倉庫等であります。

(4) 資金調達の状況

当期の設備投資に伴う資金調達は実施しておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

当社グループには、

- ①当社が強みを持つ分野での国内・海外需要の取り込み・戦略的な営業体制の構築
 - ②不確実性の高まりに対応する経営体制の整備
 - ③原料の備蓄体制の強化と中国以外の調達先の拡大
 - ④建設業・物流業2024年問題を考慮したサプライチェーンマネジメント
 - ⑤DX推進と人的資本への投資
 - ⑥さらなる低コスト・省人化を視野に入れた設備投資
 - ⑦カーボンニュートラル実現に向けた設備投資
- という課題があります。

当社グループは2024年5月10日に第二次中期経営計画（2024-2026年度）を制定しました。目指す企業像である「収益力の維持とE S G経営の推進により、財務価値・非財務価値を高め、社会と調和し、持続的に企業価値を向上し続ける企業」の実現に向けて継続的な体制づくりと新たな収益源の育成を行う期間とし、引き続き、ヒト・モノ・情報への投資を行い、投資効果の拡大を図りながら、環境変化に対応して収益力の強化・収益源の多様化を目指し、一層の業績向上に努めてまいります。

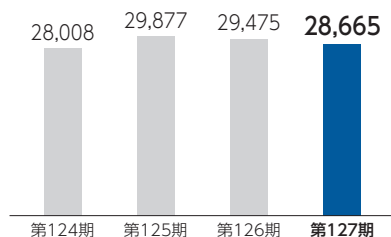
株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産および損益の状況の推移

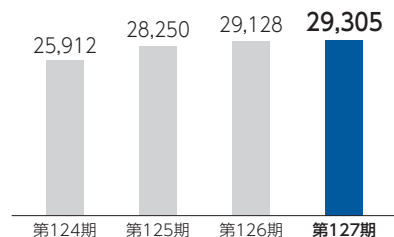
区 分	第124期 (2021.4.1～2022.3.31)	第125期 (2022.4.1～2023.3.31)	第126期 (2023.4.1～2024.3.31)	第127期(当期) (2024.4.1～2025.3.31)
受 注 高(百万円)	28,008	29,877	29,475	28,665
売 上 高(百万円)	25,912	28,250	29,128	29,305
経 常 利 益(百万円)	4,123	4,143	3,704	3,640
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,966	2,971	3,878	2,623
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	141円28銭	147円33銭	205円48銭	141円66銭
総 資 産(百万円)	38,750	39,645	42,531	41,379

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

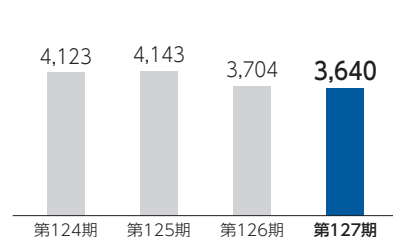
受注高 (百万円)



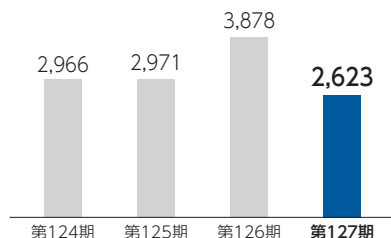
売上高 (百万円)



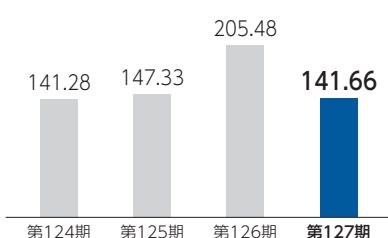
経常利益 (百万円)



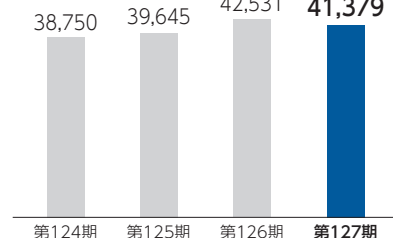
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



(11) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	出 資 金	議決権比率	主要な事業の内容
営 口 窯 耐 進 出 口 有 限 公 司	15,000 千円	100.0 %	耐火物等の仕入販売

当社の連結子会社は、上記の営口窯耐進出口有限公司 1 社であります。

② 子会社の異動

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(12) 主要な事業の内容（2025年3月31日現在）

- ① 耐火物、その他窯業品およびフレイ粉の製造販売
- ② 各種窯炉の設計および工事
- ③ タイル、れんが、ブロック工事、各種プラントの鋼構造物工事および機械器具設置工事業
- ④ 都市ごみ焼却炉、上水汚泥および下水汚泥処理設備の設計、施工ならびに産業廃棄物処理業

(13) 主要な営業所および工場等（2025年3月31日現在）

- ① 営業所：本社（大阪府）、東京支社（東京都）、九州支社（福岡県）、名古屋支社（岐阜県）、岡山支社（岡山県）
- ② 工 場：日生工場（岡山県）、吉永工場（岡山県）、エンジニアリング事業部（岡山県）、貝塚工場（大阪府）、瑞浪工場（岐阜県）
- ③ 研究所：新材料研究所（大阪府）、技術研究所（岡山県）

(14) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使用人数	(前期末比増減)
538名	7名増

(15) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 70,000,000株

(2) 発行済株式の総数 19,594,000株

(3) 株主数 6,643名



(注) 比率は発行済株式総数より自己株式数 (1,164千株) を控除して計算しています。

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
住友大阪セメント株式会社	3,230 千株	17.53 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,425	7.74
サンシャインD号投資事業組合 業務執行組合員 UGSアセットマネジメント株式会社	1,020	5.53
チャレンジ2号投資事業組合 業務執行組合員 有限会社キャピタル・マネジメント	962	5.22
株式会社中国銀行	908	4.93
立花証券株式会社	889	4.83
三栄興産株式会社	750	4.07
株式会社キャピタルギャラリー	660	3.58
サンシャインG号投資事業組合 業務執行組合員 UGSアセットマネジメント株式会社	468	2.54
日本生命保険相互会社	446	2.42

- (注) 1. 持株比率は、自己株式1,164千株を控除して計算しております。
2. 自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」導入に伴い設定された「ヨータイ従業員持株会専用信託口」が保有する当社株式93千株を含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	9,731株	4名
(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告29頁「4 会社役員に関する事項（3）当事業年度に係る役員の報酬等」に記載しております。		

(6) その他株式に関する重要な事項

（信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)の導入及び第三者割当による自己株式の処分）

当社は、2024年5月16日開催の取締役会において、人的資本経営の一環として、また、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」(以下、「本プラン」といいます。))の導入を決議いたしました。

本プランの導入に伴い、当社普通株式163,100株の自己株式を処分しております。本自己株式の処分により希薄化は生じるものの、割当予定先であるヨータイ従業員持株会専用信託口(以下、「E-Ship信託」といいます。))からヨータイ従業員持株会(以下、「本持株会」といいます。))へ毎月少しずつ譲渡される為、本自己株式処分による影響は軽微であり、希薄化の規模は合理的であると考えております。

(1)本プランの概要

本プランは、「本持株会」に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「E-Ship信託」を設定し、E-Ship信託は、今後3年間にわたり本持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から本持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

(2)E-Ship信託の概要

- ①名称 ヨータイ従業員持株会専用信託
- ②委託者 当社

- ③受託者 野村信託銀行株式会社
- ④受益者 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
- ⑤信託契約締結日 2024年5月16日
- ⑥信託の期間 2024年5月16日～2027年5月18日
- ⑦信託の目的 本持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- ⑧受益者適格要件 受益者確定手続開始日(信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等)において生存し、かつ、本持株会に加入している者(但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日までに、定年退職、当社が認めた正当な事由(病気や介護等で勤務継続が困難であると会社が認めた場合など)によって本持株会を退会した者を含みます。)を受益者とします。

(3)本自己株式処分の概要

- ①処分日 2024年6月7日
- ②処分する株式の種類及び数 当社普通株式163,100株
- ③処分価額 1株につき1,777円
- ④処分総額 289,828,700円
- ⑤処分先 野村信託銀行株式会社(ヨータイ従業員持株会専用信託口)

(自己株式の取得)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することおよびその具体的な取得方法について決議いたしました。

(1)自己株式の取得を行う理由

当社は、第二次中期経営計画(2024-2026年度)における株主還元方針では、配当による還元を重視して、連結配当性向60%あるいは1株当たり85円のいずれか高い方を目標とし、また、自己株式取得は、財務状況等を総合的に勘案し、実施を検討することとしております。この方針に則り、資本政策の遂行および株主還元を目的として自己株式の取得を行うものであります。

(2)取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類 当社普通株式
- ②取得する株式の総数 359,000株
- ③株式の取得価額の総額 560,040,000円
- ④取得日 2024年11月15日
- ⑤取得方法 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

（主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動）

ASNFホールディングス合同会社が2025年4月14日から実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付けが、2025年5月14日をもって終了いたしました。また、本公開買付けの結果、2025年5月21日をもって、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が発生いたしました。詳細につきましては、2025年5月15日に公表いたしました「ASNFホールディングス合同会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
田 口 三 男	代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	
竹 林 真 一 郎	専 務 取 締 役	本社業務部長
谷 口 忠 史	取 締 役	日生工場長
松 本 頼 貞	取 締 役	東京支社長
梅 澤 孝 志	取締役 (常勤監査等委員)	
秋 吉 忍	取締役 (監査等委員)	堂島総合法律事務所弁護士
尾 本 勝 彦	取締役 (監査等委員)	
大 塚 祐 介	取締役 (監査等委員)	税理士法人プロスト代表社員

- (注) 1.取締役秋吉忍氏、尾本勝彦氏、大塚祐介氏の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2.監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室及び会計監査人と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、梅澤孝志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 3.秋吉忍氏、尾本勝彦氏および大塚祐介氏の3氏は各分野において高い見識を有しております。
- 4.取締役秋吉忍氏、尾本勝彦氏および大塚祐介氏の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の役員の異動

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等

- ① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、指名・報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。その内容及び決定方法は、以下のとおりであります。

1.基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等により構成することとする。

- 2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、担当職務、在任年数、各期の業績、従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定するものとする。

- 3.業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績等を反映した現金報酬とし、各事業年度の配当総額及び経常利益等を基礎として算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。当事業年度における業績連動報酬等の支給額は、40百万円である。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする。当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を支給することとし、その総額は、年額50百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内(ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。)として毎年、一定の時期に支給する。当事業年度における非金銭報酬等については、現物出資財産となる金銭債権として16百万円を支給し、9,731株を割り当てた。

なお、適宜、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬等及び非金銭報酬等のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役社長）は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝7：2：1とする。ただし、報酬構成比率は、役位並びに担当職務及び各期の業績等の達成状況に応じて変動する。

5.取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役会において定める基準の範囲内で、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当職務の業績を踏まえた賞与の評価配分を決定するものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定するものとする。なお、株式報酬は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)個人別の割当株式数を決議することとする。

② 監査等委員である取締役報酬の方針決定に関する事項

1.基本方針

株主の負託を受けた監査等委員である取締役の職務遂行が可能な人材を登用できる報酬とする。

2.報酬構成

監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

3.基本報酬

基本報酬は、職責及び常勤・非常勤に応じた月例の固定報酬とする。

4.監査等委員である取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

株主総会で承認された総額の範囲内で、各監査等委員の協議に基づき決定する。

- ③ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項
- 1.取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2023年6月22日開催の第125回定時株主総会において、年額280百万円以内と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名となっております。
 - 2.監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年6月22日開催の第125回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち、監査等委員である社外取締役は3名)となっております。
 - 3.取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の非金銭報酬の額は、2023年6月22日開催の第125回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名となっております。
- ④ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
- 当社においては、代表取締役社長田口三男に取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の決定を委任しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。
- ⑤ 当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等につきましては、取締役会より一任を受けた代表取締役社長田口三男が、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案のうえ決定しており、基本報酬・業績連動報酬等・非金銭報酬等により構成されております。当社の事業を統括している立場から、最も公平・公正な評価が可能な代表取締役社長に一任しており、また、代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定することとしていることから、代表取締役社長による決定は、取締役会としても決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （社外取締役を除く。）	188,046	130,512	40,940	16,594	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	15,222	15,222	—	—	1
社外取締役 （監査等委員を除く。）	—	—	—	—	—
社外取締役 （監査等委員）	18,990	18,990	—	—	3

- (注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役分の使用人分の給与は含まれておりません。
2.取締役の報酬等の総額には、当事業年度の役員賞与引当金40百万円を含みます。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
取締役（監査等委員）秋吉忍氏は、堂島総合法律事務所弁護士ですが、当社と兼職先との間に記載すべき特別の関係はありません。
取締役（監査等委員）大塚祐介氏は、税理士法人プロスト代表社員ですが、当社と兼職先との間に記載すべき特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
2025年3月期における社外役員の主な活動状況は、次のとおりであります。

氏 名	地 位	出席状況、発言状況および 社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
秋 吉 忍	社外取締役 (監査等委員)	取締役会16回開催 うち16回出席 監査等委員会13回開催 うち13回出席 主に弁護士としての専門的見地から発言を行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として適切な役割を果たしていただいております。
尾 本 勝 彦	社外取締役 (監査等委員)	取締役会16回開催 うち16回出席 監査等委員会13回開催 うち12回出席 企業経営経験者としての幅広い見地から発言を行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適切な役割を果たしていただいております。
大 塚 祐 介	社外取締役 (監査等委員)	取締役会16回開催 うち16回出席 監査等委員会13回開催 うち13回出席 主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っており、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適切な役割を果たしていただいております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。2024年6月25日に社外取締役との間で責任限定契約を締結しており、損害賠償責任限度額は法令が規定する額といたします。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為など免責事項に該当する場合を除きます。損害賠償請求当該保険契約の被保険者は当社および子会社の全ての役員（取締役、執行役員）、管理職従業員であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 38百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47百万円 |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、温室効果ガス排出量算定のための助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、「企業理念」「行動規範」「倫理ガイドライン」を定め、当社グループのすべての役職員等に周知徹底し、「コンプライアンス基本規則」に則り法令及び社内規定を遵守する。
 - (2) 当社グループは、「内部監査規程」により監査室が監査等委員会と連携し、内部監査を行うことで法令及び社内規定に適合しているか検証する。
 - (3) 当社グループは、「モニタリング規程」により不正行為等の早期発見及び是正を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る以下の情報について、法令及び社内規程に従い適切に保存及び管理する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 常勤取締役会議事録
 - ④ その他の情報
 - (2) 取締役が、常にこれらの情報を閲覧できる状態を維持する。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 現状の危機管理体制に関する規程に基づき、責任と権限を明確にした危機管理体制を維持管理する。
 - (2) 当社グループに顕在及び潜在するリスクを明確にし、経営に与える影響を評価する。
 - (3) 当社グループの経営に重大な影響を与えられとされるリスクに対し、監視体制及び発現したリスクによる損失を最小限にとどめる体制を維持管理する。
 - (4) 当社グループのリスクの抽出及び評価は定期的に見直す。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、「取締役会規則」及び「常勤取締役会議運営要綱」に基づいて会社の健全性を損なうことなく経営の効率化を図る。
 - (2) 取締役会は、経営方針に基づいた経営目標を決定し、取締役と各部門の責任者で構成される経営会議を通じ、経営目標を使用人に周知徹底させる。
 - (3) 取締役会は、原則として毎月1回以上開催し、目標の達成状況を評価して、迅速な意思決定による経営の見直しを図ることで効率的な経営を行う。
 - (4) 当社は、独立社外取締役を選任し、取締役会を監督機能に重点をおいた体制へと整備するとともに、執行役員制度導入により業務執行機能の強化を図る。
 - (5) 当社は、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に係る手続の公平性・透明性・客観性を担保する。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める「生産会議運営要領」及び「経営会議運営要領」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の求めに応じ、その都度必要とされる専門的能力を備えた使用人を配置する。
7. 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、異動、補助期間など、人事権に係る決定事項は事前に監査等委員会の同意を必要とし、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告者に対する不利な取り扱いを禁止する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、当社グループの経営に重大な影響又は、著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見或いは、社外からの通報を受けた場合、速やかに監査等委員会に報告する。
 - (2) 取締役及び使用人は、職務の執行状況に関する報告を監査等委員会から求められた場合、遅滞なく報告する。
 - (3) 当社は、「内部通報規程」において報告した者に対する報復行為の禁止を定める。
9. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員である取締役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合し、意見交換を行う。
 - (2) 監査等委員会は、経営に係るすべての重要情報にアクセス可能であり、常に経営を監視できる。
 - (3) 監査等委員会は、各部門ごとの内部監査結果の報告をもとに、直接再調査を求める権限を有する。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (1) 反社会的勢力を市民社会から排除していくことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であることを踏まえ、当社グループは「倫理ガイドライン」及び「コンプライアンス基本規則」を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断しコンプライアンス経営を推進する。
 - (2) 本社業務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置し、警察等の外部専門機関と連携して、反社会的勢力からの不当要求に毅然とした対応を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を16回開催しております。

② 監査等委員である取締役の職務執行

監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき当社ならびに当社子会社の内部監査を実施しております。

④ 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を以下のとおり定めております。

当業界における技術の変革と進展のスピードは著しく、生産設備の更新・合理化の投資は、非常に重要であります。この所要資金は、内部資金を充当することを原則としております。

配当方針につきましては、安定的な配当の継続を基本に、企業の財務体質の強化を図るとともに内部資金の拡充を進めつつ収益に応じた配当を行うことを基本方針としております。

そのような考えのもと、第二次中期経営計画（2024-2026年度）においては、配当による株主還元を重視して、株主還元方針を「連結配当性向60%もしくは1株当たり85円のいずれか高い方を目標とし、また、自己株式取得につきましては、財務状況等を総合的に勘案し、実施を検討する」こととしております。

なお、2024年度の期末配当金につきましては、財務状況および業績等を総合的に勘案し、1株につき45円とさせていただきたいと存じます。

これにより、2024年12月にお支払いした中間配当金1株につき45円を合わせた年間配当金は、前年度に比べ5円増額の1株につき90円となります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。

# 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部     |        | 負 債 の 部       |        |
|-------------|--------|---------------|--------|
| 流 動 資 産     | 29,584 | 流 動 負 債       | 6,707  |
| 現金及び預金      | 6,412  | 買掛金           | 1,981  |
| 受取手形及び売掛金   | 9,298  | 電子記録債務        | 2,397  |
| 契約資産        | 75     | 未払金           | 175    |
| 電子記録債権      | 2,014  | 未払費用          | 1,472  |
| 製品          | 5,203  | 未払法人税等        | 410    |
| 仕掛品         | 309    | 役員賞与引当金       | 40     |
| 原材料及び貯蔵品    | 6,100  | その他           | 229    |
| その他         | 171    | 固 定 負 債       | 1,722  |
| 貸倒引当金       | △1     | 長期借入金         | 170    |
|             |        | 繰延税金負債        | 106    |
|             |        | 退職給付に係る負債     | 1,280  |
|             |        | その他           | 165    |
| 固 定 資 産     | 11,794 | 負 債 合 計       | 8,430  |
| 有形固定資産      | 8,253  |               |        |
| 建物及び構築物     | 3,612  | 純 資 産 の 部     |        |
| 機械装置及び運搬具   | 2,279  | 株 主 資 本       | 31,352 |
| 土地          | 1,422  | 資 本 金         | 2,654  |
| 建設仮勘定       | 371    | 資 本 剰 余 金     | 1,710  |
| その他         | 566    | 利 益 剰 余 金     | 28,556 |
| 無 形 固 定 資 産 | 321    | 自 己 株 式       | △1,569 |
|             |        | その他の包括利益累計額   | 1,595  |
| 投資その他の資産    | 3,219  | その他有価証券評価差額金  | 1,474  |
| 投資有価証券      | 3,085  | 繰延ヘッジ損益       | △8     |
| その他         | 135    | 為替換算調整勘定      | 33     |
| 貸倒引当金       | △0     | 退職給付に係る調整累計額  | 95     |
| 資 産 合 計     | 41,379 | 純 資 産 合 計     | 32,948 |
|             |        | 負 債 純 資 産 合 計 | 41,379 |

# 連結損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 29,305 |
| 売上原価            | 23,074 |
| 売上総利益           | 6,230  |
| 販売費及び一般管理費      | 2,746  |
| 営業利益            | 3,484  |
| 営業外収益           |        |
| 受取利息及び配当金       | 110    |
| 為替差益            | 2      |
| 補助金収入           | 23     |
| その他             | 46     |
| 営業外費用           |        |
| 支払利息            | 0      |
| 自己株式取得費用        | 0      |
| 固定資産除却損         | 22     |
| その他             | 2      |
| 経常利益            | 3,640  |
| 特別利益            |        |
| 投資有価証券売却益       | 77     |
| 特別損失            |        |
| 公開買付関連費用        | 20     |
| 税金等調整前当期純利益     | 3,698  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,096  |
| 法人税等調整額         | △21    |
| 当期純利益           | 2,623  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,623  |

# 連結株主資本等変動計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |        |        |         |        |
|---------------------------|---------|--------|--------|---------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2024年4月1日残高               | 2,654   | 1,710  | 28,888 | △2,145  | 31,108 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |        |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当               | —       | —      | △1,962 | —       | △1,962 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替          | —       | 992    | △992   | —       | —      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           | —       | —      | 2,623  | —       | 2,623  |
| 自己株式の取得                   | —       | —      | —      | △849    | △849   |
| 自己株式の処分                   | —       | 128    | —      | 305     | 433    |
| 自己株式の消却                   | —       | △1,120 | —      | 1,120   | —      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | —       | —      | —      | —       | —      |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | —      | △331   | 575     | 244    |
| 2025年3月31日残高              | 2,654   | 1,710  | 28,556 | △1,569  | 31,352 |

|                           | その他の包括利益累計額      |         |              |                      |                   | 純資産合計  |
|---------------------------|------------------|---------|--------------|----------------------|-------------------|--------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |        |
| 2024年4月1日残高               | 1,473            | 17      | 0            | △68                  | 1,422             | 32,531 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |         |              |                      |                   |        |
| 剰 余 金 の 配 当               | —                | —       | —            | —                    | —                 | △1,962 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替          | —                | —       | —            | —                    | —                 | —      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           | —                | —       | —            | —                    | —                 | 2,623  |
| 自己株式の取得                   | —                | —       | —            | —                    | —                 | △849   |
| 自己株式の処分                   | —                | —       | —            | —                    | —                 | 433    |
| 自己株式の消却                   | —                | —       | —            | —                    | —                 | —      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 1                | △25     | 33           | 163                  | 173               | 173    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 1                | △25     | 33           | 163                  | 173               | 417    |
| 2025年3月31日残高              | 1,474            | △8      | 33           | 95                   | 1,595             | 32,948 |

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数 1 社  
連結子会社の名称 宮口窯耐進出口有限公司
- (2) 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の決算日は12月31日であります。  
連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- (4) 会計方針に関する事項
  - ①重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ.有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの：連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。
    - ロ.デリバティブの評価基準及び評価方法  
時価法を採用しております。
    - ハ.棚卸資産の評価基準及び評価方法  
製品、原材料、仕掛品：月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ.有形固定資産（リース資産を除く）

当社は、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

連結子会社については、定額法を採用しております。

### ロ.無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### ハ.リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③重要な引当金の計上基準

### イ.貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ.役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### イ.収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

##### （イ）耐火物の販売

##### 1. 通常の製品取引

当社は鉄鋼用、非鉄金属用、セメント用、ガラス用、その他窯業用及び環境装置関係炉用を主とした、塩基性れんが、高アルミナ質れんが、粘土質れんが、珪石れんが等の各種耐火れんが及び不定形耐火物等を販売しております。通常の製品取引は、顧客との契約に基づき製品を顧客に提供する義務を負っております。当該履行義務は製品を引渡す一時点で充足しますが、国内取引の場合は出荷時点から引渡時点までの期間が通常の期間であるため「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し出荷した時点で、輸出取引の場合は貿易条件に基づき製品を船積みした時点で収益を認識しております。

##### 2. 預託在庫取引

当社では1.に記載の製品取引のうち一部の取引については預託在庫取引を行っております。当該取引では顧客との契約等に基づき製品の納入により当社所有の預託在庫としたのち、顧客の使用高に基づく支配の移転により履行義務が充足することから、顧客の使用高に基づく検収時点で収益を認識しております。

### (ロ) 工事の請負

当社は耐火物を使用する各種工業用窯炉、環境設備等の設計・施工を請負っております。工事の請負は顧客との工事契約に基づき、築炉工事を行う義務があります。

当該工事契約においては、当社の義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、原則として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## □.退職給付に係る会計処理の方法

### (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を採用しております。

### (ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

## ハ.ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 契約負債 | 2 百万円 |
|------|-------|
  
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額は、25,338百万円であります。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 19,594,000株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2024年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,116           | 60.00            | 2024年3月31日 | 2024年6月26日 |
| 2024年11月8日<br>取締役会   | 普通株式  | 845             | 45.00            | 2024年9月30日 | 2024年12月6日 |
| 計                    | —     | 1,962           | —                | —          | —          |

(注) 2024年11月8日決議の配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」の導入により、野村信託銀行株式会社 (コータイ従業員持株会専用信託口) が保有する当社株式に対する配当金6,066千円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|---------------------|------------------|------------|------------|
| 2025年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 829                 | 45.00            | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、外貨建債務及び外貨建予定取引に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を行っております。

当社グループは、輸入取引に係る外貨建債務及び外貨建予定取引を対象として必要な範囲内で為替予約取引を行うこととしており、投機目的の取引は行わない方針をとっております。長期借入金はすべて、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金であります。

## ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規則に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは極めて低いと認識しております。デリバティブの取引の実行及び管理は、取締役会等で承認を得た範囲内で業務部が行っております。取引結果は、業務部管掌役員に報告しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（(注)参照）。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「電子記録債務」、「未払金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

|             | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価    | 差額 |
|-------------|----------------|-------|----|
| 投資有価証券      |                |       |    |
| その他有価証券     | 3,083          | 3,083 | —  |
| 資産　計        | 3,083          | 3,083 | —  |
| 長期借入金       | 170            | 170   | —  |
| 負債　計        | 170            | 170   | —  |
| デリバティブ取引（*） | (11)           | (11)  | —  |

（\*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。合計で正味の債務となる場合は、（ ）で示しております。

「デリバティブ取引」  
ヘッジ会計が適用されているもの

| ヘッジ会計の方法   | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|------------|--------------|---------|---------------|---------------------|-------------|
| 原則的処理方法    | 為替予約取引<br>買建 | 外貨建予定取引 |               |                     | (※1)        |
|            | 米ドル          |         | 921           | —                   | △11         |
|            | 中国元          |         | 383           | —                   | △2          |
|            | ユーロ          |         | 83            | —                   | 2           |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引<br>買建 | 買掛金     |               |                     | (※2)        |
|            | 米ドル          |         | —             | —                   | —           |
|            | 中国元          |         | —             | —                   | —           |
|            | ユーロ          |         | —             | —                   | —           |
| 合計         |              |         | 1,389         | —                   | △11         |

(※1) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金に含めて記載しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 1          |

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区 分      | 時 価   |      |      |       |
|----------|-------|------|------|-------|
|          | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合 計   |
| 投資有価証券   |       |      |      |       |
| その他有価証券  | 3,083 | —    | —    | 3,083 |
| 資産 計     | 3,083 | —    | —    | 3,083 |
| デリバティブ取引 | —     | 11   | —    | 11    |
| 負債 計     | —     | 11   | —    | 11    |

## ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

| 区 分   | 時 価  |      |      |     |
|-------|------|------|------|-----|
|       | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合 計 |
| 長期借入金 | —    | 170  | —    | 170 |
| 負債 計  | —    | 170  | —    | 170 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金については、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship)」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入であります。当該借入金は短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しく、観察できないインプットの影響は重要でないことから、当該帳簿価額によって、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## 7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|                       | 報告セグメント |          |        |
|-----------------------|---------|----------|--------|
|                       | 耐火物等    | エンジニアリング | 合計     |
| 売上高                   |         |          |        |
| 顧客との契約から生じる収益         | 24,167  | 5,138    | 29,305 |
| 外部顧客への売上高<br>(業種別内訳)  | 24,167  | 5,138    | 29,305 |
| 鉄鋼                    | 12,031  | 665      | 12,697 |
| その他                   | 12,135  | 4,473    | 16,608 |
| セグメント間の内部売上高<br>又は振替高 |         |          |        |
| 計                     | 24,167  | 5,138    | 29,305 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

契約及び履行義務に関する情報

(耐火物等の出荷)

通常の支払期限は、履行義務を充足した後請求月から概ね5か月以内であります。

(工事の請負)

通常の支払期限は、履行義務を充足した後請求月から概ね1か月以内であります。

履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、連結注記表「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載のとおりであります。

### (3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、顧客との工事契約について期末時点で完了しているが未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該請負工事に対する対価は工事完成時期に請求し、顧客との契約から生じた債権と同条件にて受領しております。

契約負債は、顧客に財又はサービスを移転する企業の義務のうち、企業が顧客から対価を受け取っている義務を契約負債としております。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における未充足の履行義務に配分された取引価格の総額及び収益の認識が見込まれている期間別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

|         | 当連結会計年度<br>(2025年3月31日) |
|---------|-------------------------|
| 1年以内    | 128                     |
| 1年超2年以内 | 265                     |
| 2年超     | 32                      |

上記の表には、実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務に関する情報について注記の対象に含めていません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,796円97銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 141円66銭   |

## 9. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2024年5月16日開催の取締役会決議に基づき、人的資本経営の一環として、また、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

### (1)取引の概要

本プランは、「ヨータイ従業員持株会」（以下、「本持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「ヨータイ従業員持株会専用信託口」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、今後3年間にわたり本持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から本持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末166百万円、93,900株であります。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末170百万円

# 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部     |  |  |        | 負 債 の 部         |  |  |        |
|-------------|--|--|--------|-----------------|--|--|--------|
| 流 動 資 産     |  |  | 29,115 | 流 動 負 債         |  |  | 6,605  |
| 現金及び預金      |  |  | 5,928  | 買掛金             |  |  | 1,889  |
| 受取手形        |  |  | 104    | 電子記録債権          |  |  | 2,397  |
| 電子記録債権      |  |  | 2,014  | 未払金             |  |  | 175    |
| 売掛金         |  |  | 9,160  | 未払費用            |  |  | 1,470  |
| 契約資産        |  |  | 75     | 未払法人税等          |  |  | 404    |
| 製品          |  |  | 5,252  | 未払消費税等          |  |  | 142    |
| 仕掛品         |  |  | 309    | 契約負債            |  |  | 2      |
| 原材料及び貯蔵品    |  |  | 6,100  | 前受金             |  |  | 6      |
| 前払費用        |  |  | 43     | 預り金             |  |  | 33     |
| その他の金       |  |  | 127    | 役員賞与引当金         |  |  | 40     |
| 貸倒引当金       |  |  | △1     | その他の負債          |  |  | 41     |
| 固 定 資 産     |  |  | 12,025 | 固 定 負 債         |  |  | 1,830  |
| 有形固定資産      |  |  | 8,190  | 長期借入金           |  |  | 170    |
| 建物          |  |  | 2,273  | 繰延税金負債          |  |  | 70     |
| 構築物         |  |  | 1,278  | 退職給付引当金         |  |  | 1,424  |
| 機械及び装置      |  |  | 2,214  | その他の負債          |  |  | 165    |
| 車両運搬具       |  |  | 63     | 負 債 合 計         |  |  | 8,435  |
| 工具、器具及び備品   |  |  | 396    | 純 資 産 の 部       |  |  |        |
| 土地          |  |  | 1,422  | 株 主 資 本         |  |  | 31,238 |
| リース資産       |  |  | 169    | 資 本 金           |  |  | 2,654  |
| 建設仮勘定       |  |  | 371    | 資 本 剰 余 金       |  |  | 1,710  |
| 無 形 固 定 資 産 |  |  | 316    | 資 本 準 備 金       |  |  | 1,710  |
| ソフトウェア      |  |  | 303    | 利 益 剰 余 金       |  |  | 28,442 |
| ソフトウェア仮勘定   |  |  | 8      | 利 益 準 備 金       |  |  | 455    |
| 施設利用権       |  |  | 4      | その他の利益剰余金       |  |  | 27,987 |
| 投資その他の資産    |  |  | 3,518  | 固定資産圧縮積立金       |  |  | 312    |
| 投資有価証券      |  |  | 3,085  | 別途積立金           |  |  | 4,300  |
| 関係会社出資金     |  |  | 298    | 繰越利益剰余金         |  |  | 23,375 |
| その他の金       |  |  | 135    | 自 己 株 式         |  |  | △1,569 |
| 貸倒引当金       |  |  | △0     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |  |  | 1,466  |
|             |  |  |        | その他の有価証券評価差額金   |  |  | 1,474  |
|             |  |  |        | 繰延ヘッジ損益         |  |  | △8     |
| 資 産 合 計     |  |  | 41,141 | 純 資 産 合 計       |  |  | 32,705 |
|             |  |  |        | 負 債 純 資 産 合 計   |  |  | 41,141 |

# 損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                   |  |  |       | 金 額    |
|-----------------------|--|--|-------|--------|
| 売 上 高                 |  |  |       | 29,305 |
| 売 上 原 価               |  |  |       | 23,304 |
| 売 上 総 利 益             |  |  |       | 6,000  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |  |  |       | 2,649  |
| 営 業 利 益               |  |  |       | 3,351  |
| 営 業 外 収 益             |  |  |       |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     |  |  | 109   |        |
| 為 替 差 益               |  |  | 2     |        |
| 補 助 金 収 入             |  |  | 23    |        |
| そ の 他                 |  |  | 46    | 181    |
| 営 業 外 費 用             |  |  |       |        |
| 支 払 利 息               |  |  | 0     |        |
| 自 己 株 式 取 得 費 用       |  |  | 0     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         |  |  | 22    |        |
| そ の 他                 |  |  | 2     | 26     |
| 経 常 利 益               |  |  |       | 3,506  |
| 経 常 利 益               |  |  |       |        |
| 特 別 利 益               |  |  |       |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     |  |  | 77    | 77     |
| 特 別 損 失               |  |  |       |        |
| 公 開 買 付 関 連 費 用       |  |  | 20    | 20     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |  |  |       | 3,564  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  | 1,061 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         |  |  | △19   | 1,042  |
| 当 期 純 利 益             |  |  |       | 2,522  |

株主資本等変動計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

|                  | 株 主 資 本 |           |          |         |
|------------------|---------|-----------|----------|---------|
|                  | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         |
|                  |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 2024年4月1日残高      | 2,654   | 1,710     | —        | 1,710   |
| 事業年度中の変動額        |         |           |          |         |
| 剰余金の配当           | —       | —         | —        | —       |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | —       | —         | 992      | 992     |
| 当期純利益            | —       | —         | —        | —       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩     | —       | —         | —        | —       |
| 自己株式の取得          | —       | —         | —        | —       |
| 自己株式の処分          | —       | —         | 128      | 128     |
| 自己株式の消却          | —       | —         | △1,120   | △1,120  |
| 株主資本以外の項目の       |         |           |          |         |
| 事業年度中の変動額（純額）    | —       | —         | —        | —       |
| 事業年度中の変動額合計      | —       | —         | —        | —       |
| 2025年3月31日残高     | 2,654   | 1,710     | —        | 1,710   |

|                     | 株 主 資 本   |                      |       |               |              |        |             |
|---------------------|-----------|----------------------|-------|---------------|--------------|--------|-------------|
|                     | 利 益 剰 余 金 |                      |       |               |              | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 |
|                     | 利益準備金     | その他利益剰余金             |       |               | 利益剰余金<br>合 計 |        |             |
|                     |           | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別途積立金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |        |             |
| 2024 年 4 月 1 日 残 高  | 455       | 336                  | 4,300 | 23,783        | 28,875       | △2,145 | 31,095      |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額   |           |                      |       |               |              |        |             |
| 剰 余 金 の 配 当         | －         | －                    | －     | △1,962        | △1,962       | －      | △1,962      |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替    | －         | －                    | －     | △992          | △992         | －      | －           |
| 当 期 純 利 益           | －         | －                    | －     | 2,522         | 2,522        | －      | 2,522       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        | －         | △24                  | －     | 24            | －            | －      | －           |
| 自 己 株 式 の 取 得       | －         | －                    | －     | －             | －            | △849   | △849        |
| 自 己 株 式 の 処 分       | －         | －                    | －     | －             | －            | 305    | 433         |
| 自 己 株 式 の 消 却       | －         | －                    | －     | －             | －            | 1,120  | －           |
| 株主資本以外の項目の          |           |                      |       |               |              |        |             |
| 事業年度中の変動額（純額）       | －         | －                    | －     | －             | －            | －      | －           |
| 事業年度中の変動額合計         | －         | △24                  | －     | △408          | △432         | 575    | 143         |
| 2025 年 3 月 31 日 残 高 | 455       | 312                  | 4,300 | 23,375        | 28,442       | △1,569 | 31,238      |

|                             | 評価・換算差額等         |         |                | 純資産合計  |
|-----------------------------|------------------|---------|----------------|--------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 2024年4月1日残高                 | 1,473            | 17      | 1,490          | 32,585 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |         |                |        |
| 剰余金の配当                      | —                | —       | —              | △1,962 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替            | —                | —       | —              | —      |
| 当期純利益                       | —                | —       | —              | 2,522  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                | —                | —       | —              | —      |
| 自己株式の取得                     | —                | —       | —              | △849   |
| 自己株式の処分                     | —                | —       | —              | 433    |
| 自己株式の消却                     | —                | —       | —              | —      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） | 1                | △25     | △24            | △24    |
| 事業年度中の変動額合計                 | 1                | △25     | △24            | 119    |
| 2025年3月31日残高                | 1,474            | △8      | 1,466          | 32,705 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社出資金：移動平均法による原価法を採用しております。
- ・其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

##### ③棚卸資産の評価基準及び評価の方法

製品、原材料、仕掛品：月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。
- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
  - イ.退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
  - ロ.数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ①収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### イ.耐火物の販売

##### （イ）通常の製品取引

当社は鉄鋼用、非鉄金属用、セメント用、ガラス用、その他窯業用及び環境装置関係炉用を主とした、塩基性れんが、高アルミナ質れんが、粘土質れんが、珪石れんが等の各種耐火れんが及び不定形耐火物等を販売しております。通常の製品取引は、顧客との契約に基づき製品を顧客に提供する義務を負っております。当該履行義務は製品を引渡す一時点で充足しますが、国内取引の場合は出荷時点から引渡時点までの期間が通常の期間であるため「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し出荷した時点で、輸出取引の場合は貿易条件に基づき製品を船積みした時点で収益を認識しております。

### (ロ) 預託在庫取引

当社では(イ)に記載の製品取引のうち一部の取引については預託在庫取引を行っております。当該取引では顧客との契約等に基づき製品の納入により当社所有の預託在庫としたのち、顧客の使用高に基づく支配の移転により履行義務が充足することから、顧客の使用高に基づく検収時点で収益を認識しております。

### ロ.工事の請負

当社は耐火物を使用する各種工業用窯炉、環境設備等の設計・施工を請負っております。工事の請負は顧客との工事契約に基づき、築炉工事を行う義務があります。

当該工事契約においては、当社の義務の履行により資産（仕掛品）が創出され又は増価し、資産の創出又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、原則として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### ②退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### ③ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,333百万円
- (2) 有形固定資産の取得価額より直接控除している圧縮記帳額は、建物17百万円であります。

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

仕入高

1,802百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

1,258,325株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |         |
|--------------|---------|
| 繰延税金資産       |         |
| 賞与引当金        | 133百万円  |
| 未払事業税        | 24百万円   |
| 退職給付引当金      | 450百万円  |
| その他の投資       | 18百万円   |
| 繰延ヘッジ損益      | 3百万円    |
| その他          | 130百万円  |
| 繰延税金資産小計     | 760百万円  |
| 評価性引当額       | △21百万円  |
| 繰延税金資産合計     | 738百万円  |
| 繰延税金負債       |         |
| その他有価証券評価差額金 | △666百万円 |
| 固定資産圧縮積立金    | △143百万円 |
| 繰延税金負債合計     | △809百万円 |
| 繰延税金負債の純額    | △70百万円  |

法人税率等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

| 種類            | 会社等の名称<br>又は氏名  | 所在地       | 資本金<br>又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容<br>又は職業    | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容                   | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|---------------|-----------------|-----------|-----------------------|------------------|---------------------------|-----------------|-------------------------|---------------|-----|---------------|
| 主要株主<br>(会社等) | 住友大阪<br>セメント(株) | 東京都<br>港区 | 41,654                | セメントの製<br>造及び販売等 | 所有<br>直接 0.39<br>間接 ー     | 製品・築炉<br>工事等の販売 | 製品・築炉<br>工事等の販売<br>(注1) | 1,965         | 売掛金 | 948           |
|               |                 |           |                       |                  | 被所有<br>直接 17.65<br>間接 ー   |                 | 自己株式の取<br>得 (注2)        | 560           | ー   | ー             |

- (注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は2024年11月14日の終値によるものです。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の連結注記表「7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 1,783円72銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 136円21銭   |

10. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引  
従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類の連結注記表「9.追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 ヨータイ 御中  
取締役会

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三 | 浦 | 宏 | 和 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 | 田 | 信 | 之 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヨータイの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヨータイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 ヨータイ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三浦宏和 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中田信之 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヨータイの2024年4月1日から2025年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。  
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。  
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。  
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。  
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社 ヨータイ 監査等委員会  
常勤監査等委員 梅澤 孝志 ㊤  
監査等委員 秋吉 忍 ㊤  
監査等委員 尾本 勝彦 ㊤  
監査等委員 大塚 祐介 ㊤

(注) 監査等委員秋吉忍氏、尾本勝彦氏、大塚祐介氏は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場

当社本店 2 階会議室

電話：072-430-2100(代表)

## ご案内図



## 交通機関

## バス

水間鉄道バス

南海本線貝塚駅東口から約20分  
(南海貝塚駅東口発9:00、9:20があります)

商工会議所前下車徒歩約5分  
(貝塚産業文化会館交差点左折すぐ)

## タクシー

南海本線貝塚駅西口タクシー乗り場  
から約15分



見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。



環境に配慮したFSC® 認証紙と植物油インキを使用しています。